

自己点検シート（運営基準等）【居宅介護支援】

R6.9更新

事業所名			
点検者氏名		職名	
点検年月日	年	月	日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているかに応じて点検結果欄の「はい」「いいえ」にチェックをしてください。事例がない等で該当しない項目については「非該当」にチェックをしてください。

○根拠条文欄の規程は以下を指します。

条例：名護市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年名護市条例第4号）

基準省令：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

解釈通知：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老第22号）

点検項目	確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
		はい	いいえ	非該当		
I 基本方針等						
1	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第4条 ・基準省令第1条の2 ・解釈通知第2-1	・運営規程
2	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	事業の運営に当たり、地方公共団体、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6	指定居宅介護支援を提供するに当たって、介護保険法で定める介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
II 人員に関する基準						
7	常勤の介護支援専門員（資格の有効期限内）を1人以上配置していますか。 ▶常勤（ 人）非常勤（ 人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第5条 ・基準省令第2条 ・解釈通知第2-2(1)	・勤務体制一覧表、勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード、管理しているシステム等） ・介護支援専門員証の写し ・利用者数がかかる資料 ・雇用契約書
8	介護支援専門員の員数は標準数（利用者の数が35人※又はその端数を増すごとに1名）を満たしていますか。 ※令和6年4月より変更 居宅介護支援の利用者+(介護予防支援の利用者÷3)=44 ※※居宅介護支援費IIを算定する場合は49	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目		確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
			はい	いいえ	非該当		
21	受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間の確認を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第10条 ・ 基準省令第7条	・ 被保険者証の写し又は記載内容の確認書類
22	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、申請代行等の必要な協力を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第11条 ・ 基準省令第8条 ・ 解釈通知第2-3(4)	・ 申請代行に関する書類
23		利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・ 要介護認定申請書の控
24		要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・ 要介護認定申請書の控
25	身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族の求めに応じて提示するよう指導していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第12条 ・ 基準省令第9条 ・ 解釈通知第2-3(5)	・ 介護支援専門員証
26	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当しない居宅介護支援を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 条例第13条 ・ 基準省令第10条 ・ 解釈通知第2-3(6)	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 領収書の控
27		利用料のほか、事業所で定める交通費（利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書
28		通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 領収書の控
29		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護保険法施行規則第78条
30	保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ 条例第14条 ・ 基準省令第11条 ・ 解釈通知第2-3(7)	・ 指定居宅介護支援提供証明書の控
31	指定居宅介護支援の基本取扱方針	要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第15条 ・ 基準省令第12条	・ 居宅サービス計画書 ・ 居宅介護支援経過
32		自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・ 評価を実施した記録

点検項目	確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
		はい	いいえ	非該当		
33	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第2号 ・基準省令第13条第2号 ・解釈通知第2-3(8)②	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画 ・身体的拘束等の記録（実施がある場合）
34	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性及び一次性の全てを満たす場合）を除き、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為）を行ってはいませんか。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第3号、第4号 ・基準省令第13条第2号の2、第2号の3 ・解釈通知第2-3(8)②、③	
35	上記の身体的拘束等を行う際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
36	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第5号 ・基準省令第13条第3号 ・解釈通知第2-3(8)④	
37	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
38	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針 居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第6号 ・基準省令第13条第4号 ・解釈通知第2-3(8)⑤	
39	居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第7号 ・基準省令第13条第5号 ・解釈通知第2-3(8)⑥	
40	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の有する能力、既に提供を受けているサービスや置かれている環境等を等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、支援のうえで解決すべき課題を把握（アセスメント）していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第8号 ・基準省令第13条第6号 ・解釈通知第2-3(8)⑦	
41	アセスメントにあたっては、面接の趣旨について理解を得たうえで、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第9号 ・基準省令第13条第7号 ・解釈通知第2-3(8)⑧	
42	アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、居宅サービス計画原案を作成していますか。 また、原案には「利用者及びその家族の生活に対する意向」、「総合的な援助の方針」、「生活全般の解決すべき課題」、「提供されるサービスの目標及びその達成時期」、「サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等」を記載していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第10号 ・基準省令第13条第8号 ・解釈通知第2-3(8)⑨	

点検項目	確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
		はい	いいえ	非該当		
43	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第11号 ・基準省令第13条第9号 ・解釈通知第2-3(8)⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画
44	サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用して開催する場合は、利用者やその家族の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
45	サービス担当者会議が必要な次の場合について理解し、次に定めるところにより行われていますか。 (やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する意見を求めることができます。(やむを得ない理由とは、開催の日程調整を行ったが、他サービス担当者の事由により参加が得られなかった場合や、計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変更が見られない場合等を想定する。)) ・居宅サービス計画を新規に作成した場合 ・居宅サービス計画の変更を行う場合(軽微な変更を除く) ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第18号 ・基準省令第13条第15号 ・解釈通知第2-3(8)⑯	
46	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第12号 ・基準省令第13条第10号 ・解釈通知第2-3(8)⑪	
47	居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第13号 ・基準省令第13条第11号 ・解釈通知第2-3(8)⑫	
48	居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画に位置づけたサービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第14号 ・基準省令第13条第12号 ・解釈通知第2-3(8)⑬	
49	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む)を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第15号 ・基準省令第13条第13号 ・解釈通知第2-3(8)⑭	
50	サービス事業者等から利用者に係る情報を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医当又は薬剤師に提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第16号 ・基準省令第13条第13号の2 ・解釈通知第2-3(8)⑮	
52	計画の実施状況の把握(モニタリング)は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。(特段の事情とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。) ①少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し※、利用者に面接していますか。 ※令和6年4月より変更 少なくとも2月に1回訪問し利用者に面接する際は、訪問しない月において、文書により利用者の同意を得たうえで主治の医師等の合意を得ている場合は、テレビ電話装置等の活用により面接することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第17号 ・基準省令第13条第14号 ・解釈通知第2-3(8)⑯	
53	②少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
		はい	いいえ	非該当		
54	居宅サービス計画の変更の場合には、条例に規定する一連の業務を行っていますか。 ただし、利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの)を行う場合は、この必要はない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第16条第19号 ・基準省令第13条第16号 ・解釈通知第2-3(8)⑰	
55	適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第20号 ・基準省令第13条第17号 ・解釈通知第2-3(8)⑱	
56	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第21号 ・基準省令第13条第18号 ・解釈通知第2-3(8)⑲	
57	居宅サービス計画に 厚生労働省が定める回数以上の訪問介護※を位置づける場合 、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービスが必要である理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市へ届け出ていますか。 ※平成30年厚生労働省告示第218号を参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第22号 ・基準省令第13条第18号の2 ・解釈通知第2-3(8)㉑	
58	居宅サービス計画の居宅サービス費等の総額が支給限度額に占める割合及び訪問介護サービス費が居宅サービス費の総額に占める割合が、厚生労働省が定める基準※に該当する場合であって、かつ、名護市からの求めがあった場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービスが必要である理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を届け出ていますか。 ※令和3年厚生労働省告示第336号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第23号 ・基準省令第13条第18号の3 ・解釈通知第2-3(8)㉒	・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画
59	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合 その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。 また、その場合、居宅サービス計画を作成した際には、主治の医師等に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第24号、第25号 ・基準省令第13条第19号、第19号の2 ・解釈通知第2-3(8)㉓	
60	居宅サービス計画に 医療サービスを位置付ける場合 、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。 また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは尊重してこれを行っていますか。 ※令和6年4月より 特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、入院中の医師の意見を踏まえ、速やかに居宅サービス計画に含めて作成することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第26号 ・基準省令第13条第20号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	
61	居宅サービス計画に 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合 、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。(利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、超過した利用が必要と認められる場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第27号 ・基準省令第13条第21号 ・解釈通知第2-3(8)㉕	

点検項目	確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
		はい	いいえ	非該当		
62	居宅サービス計画に 福祉用具貸与を位置付ける場合 、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。検証したうえで、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。 ※令和6年4月より 貸与と購入の選択制の対象の福祉用具を計画に位置づける場合、貸与と購入のいずれかを利用者が選択できることや、利用者の選択に資する必要な情報を提供しなければならない。医師等の所見を踏まえサービス担当者会議を開催し、多職種にて協議を行うこと。貸与について上記のとおり継続利用の理由を記載する際は、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第28号 ・基準省令第13条第22号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	
63	居宅サービス計画に 特定福祉用具販売を位置付ける場合 、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 ※令和6年4月より 貸与と購入の選択制の対象の福祉用具を計画に位置づける場合、貸与の場合と同じ対応を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第29号 ・基準省令第13条第23号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	
64	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第30号 ・基準省令第13条第24号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	
65	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針				・条例第16条第31号 ・基準省令第13条第25号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	・アセスメントシート ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの記録 ・個別サービス計画
66	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第32号 ・基準省令第13条第26号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	
67	居宅サービス計画に 生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合 、生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要なであって最適なサービスの内容とその方針が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成12年老企第36号第2の2(6)	
68	居宅サービス計画に「 通院等乗降介助 」の訪問介護を位置づける場合、以下を記載していますか。 ・通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由 ・利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨 ・総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成12年老企第36号第2の2(7)	
69	居宅サービス計画に要介護1の者等(軽度者)に係る福祉用具貸与を位置づける場合、厚生労働大臣が定める者※に対する場合か状態像を判断していますか。 ※平成27年厚生労働省告示第94号 三十一・イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成12年老企第36号第2の9(4)	
70	介護保険法上に位置付けた「地域ケア会議」において、個別ケースのケアマネジメント事例に関する資料又は情報の提供等、意見やその他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第16条第33号 ・基準省令第13条第27号 ・解釈通知第2-3(8)㉔	

点検項目	確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)			
		はい	いいえ	非該当					
71	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置づけられたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第17条 ・基準省令第14条 ・解釈通知第2-3(9)	・給付管理票の控
72	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	次の場合、利用者に直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 ・利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合 ・要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合 ・その他利用者からの申出があった場合			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第18条 ・基準省令第15条 ・解釈通知第2-3(10)	・給付管理票の控 ・居宅サービス計画書 ・サービス利用票・別表 ・実施状況に関する記録
73	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村通知していますか。 ・正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第19条 ・基準省令第16条 ・解釈通知第2-3(11)	・市町村に送付した通知に係る記録
74	管理者の責務	管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第20条 ・基準省令第17条 ・解釈通知第2-3(12)	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等
75	運営規程	指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項※令和6年4月より義務化 ⑦その他運営に関する重要事項(認知症ケア、身体拘束廃止等について)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第21条 ・基準省令第18条 ・解釈通知第2-3(13)	・運営規程
76	勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第22条第1項 ・基準省令第19条第1項 ・解釈通知第2-3(14)①	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表(原則として月ごと) ・研修計画、参加の記録 ・研修の資料 ・ハラスメント防止のための指針
77		事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助業務についてはこの限りではない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第22条第2項 ・基準省令第19条第2項 ・解釈通知第2-3(14)②	
78		介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。 ※特に、介護支援専門員実務研修修了後に初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月~1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第22条第3項 ・基準省令第19条第3項 ・解釈通知第2-3(14)③	
79		職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第22条第4項 ・基準省令第19条第4項 ・解釈通知第2-3(14)④	

点検項目		確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
			はい	いいえ	非該当		
80	業務継続計画の策定等	感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画を策定していますか。 また、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第22条の2第1項 ・ 基準省令第19条の2第1項 ・ 解釈通知第2-3(15)	・ 業務継続計画
81		介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知していますか。また、必要な研修(年1回以上)及び訓練(年1回以上)を定期的実施し記録していますか。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第22条の2第2項 ・ 基準省令第19条の2第2項 ・ 解釈通知第2-3(15)	・ 研修と訓練の計画、実施時の資料や記録
82		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第22条の2第3項 ・ 基準省令第19条の2第3項 ・ 解釈通知第2-3(15)	
83	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第23条 ・ 基準省令第20条 ・ 解釈通知第2-3(16)	・ 平面図 ・ 設備一覧
84	従業員の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第24条 ・ 基準省令第21条	・ 健康管理に関する記録等
85	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)をおおむね6月に1回以上定期的に開催している。 ・ 上記委員会の結果について、介護支援専門員に周知している。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。 ・ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修(年1回以上)及び訓練(年1回以上)を定期的実施し記録している。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第24条の2 ・ 基準省令第21条の2 ・ 解釈通知第2-3(17)	・ 委員会の開催状況が分かるものや議事録 ・ 指針 ・ 研修と訓練の計画、実施時の資料や記録
86	掲示	事業所において利用者から見やすい場所に、「重要事項」(運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項)を掲示していますか。(書面にて事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることもできる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第25条 ・ 基準省令第22条 ・ 解釈通知第2-3(18)	
87		重要事項を、ウェブサイトに掲載していますか。 ※令和7年4月より適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
88	秘密保持	従業員又は従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置(雇用時に取り決める等)を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・ 条例第26条 ・ 基準省令第23条 ・ 解釈通知第2-3(19)	・ 個人情報の保管場所 ・ 個人情報利用同意書(利用者及び家族) ・ 従業員の秘密保持誓約書
89		サービス担当者会議等において、利用者若しくはその家族の個人情報をを用いる場合の同意を書面により得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目		確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
			はい	いいえ	非該当		
90	広告	広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・条例第27条 ・基準省令第24条	・広告 ・パンフレット
91	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 また、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを計画に位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第28条 ・基準省令第25条 ・解釈通知第2-3(20)	
92		介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを計画に位置付けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
93		事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
94	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・条例第29条 ・基準省令第26条 ・解釈通知第2-3(21)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
95		苦情相談窓口の設置していますか。 ▶設置している場合の担当者（ ） 月平均の苦情件数（ ） 件程度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
96		苦情の内容等を記録・保存していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
97		事業所における苦情処理のために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を、利用申込者に対してサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
98		事業所が居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する、利用者からの苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
99		苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
100		提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。 また、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
101		利用者からの苦情に関して、介護保険法第176条の規程により国民健康保険団体連合会が行う調査に協力していますか。 また、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
102	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、指導真野は助言を受けた事項に関する改善の内容を報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目		確認事項	点検結果			根拠条文	確認書類等(例)
			はい	いいえ	非該当		
103	事故発生時の対応	利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村や当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じていますか。 また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第30条 ・基準省令第27条 ・解釈通知第2-3(22) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・市町村、家族等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・損害賠償関係書類
104		事故が発生した場合の対応方法について定めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
105		直近1年間に事故事例がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
106		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
107		損害賠償について事業所等で保険に加入していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
108		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
109	虐待の防止	事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとし、その結果について介護支援専門員に周知している。 ・虐待の防止のための指針を整備している。 ・介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施している。 ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いている。 ※令和6年4月より義務化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第30条の2 ・基準省令第27条の2 ・解釈通知第2-3(23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会議事録 ・指針 ・研修会資料 ・研修の計画、実施時の資料や記録
110	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第31条 ・基準省令第28条 ・解釈通知第2-3(24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類
111	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・条例第32条 ・基準省令第29条 ・解釈通知第2-3(25) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過(アセスメント・モニタリング結果記録) ・サービス担当者会議の要点 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録
112		次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5年間保存 していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議の記録 ・モニタリングの記録 ③身体的拘束等を行った際の対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ※令和6年4月より追加 ④偽りその他不正の行為により保険給付を受けた利用者や、自己の恋の犯罪行為若しくは重大な過失によって要介護状態やその原因となった事故を生じさせた利用者について、市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
IV 変更の届出等							
113	変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出ていますか。 また、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その1月前までにその旨と指定居宅介護支援を受けている者に対する措置を市町村長に届け出なければならないことを理解している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第82条 ・介護保険法施行規則第133条 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類の控